

## 市道橋上通りエレベーター広告掲出募集要領

市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市道橋上通りエレベーター内の掲示板へ掲出する広告を次のとおり募集します。

### 1 関係規程

広告掲出は、下松市有料広告の掲載に関する要綱、下松市有料広告の募集及び掲載に関する基準（以下「基準」という。）及び市道橋上通りエレベーター広告掲出実施要領の規定に基づいて行います。

### 2 掲出場所等

#### (1) 所在地

下松市北斗町、駅南一丁目地内

#### (2) 施設名

市道橋上通りエレベーター（JR下松駅北口及び南口に各1基）

#### (3) JR下松駅の乗降客数

約3,800人/日（国土交通省公表値）

### 3 広告媒体

エレベーター内の掲示板（市備付け）

### 4 広告規格

A1判（縦841mm×横594mm）

### 5 募集枠数

4枠（JR下松駅北口及び南口に各2枠）

### 6 広告掲出要件

- (1) 基準第5条の規定に該当する業種、品目又は事業者の広告は掲載不可
- (2) 基準第6条から第8条までの規定に該当する内容の広告は掲載不可
- (3) 別途、道路占用許可が必要

### 7 広告掲出期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とします。

### 8 広告掲出の申込額

1枠当たり月額2,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を最低とします。

※広告原稿の作成等に要する費用は、広告掲出者負担

※別途、道路占用料（1枠当たり年額882円）が必要

※掲出の始期が年度の途中にあつては月割りにより算定

## 9 募集方法等

### (1) 申込方法

市道橋上通りエレベーター広告掲出申込書（様式1）（以下「申込書」という。）に、必要事項を記入押印の上、添付書類を添えて下記担当窓口まで持参又は郵送してください。

### (2) 募集期間

令和6年3月1日（金）から令和6年3月14日（木）まで（郵送の場合、期間内必着）とします。

### (3) 広告掲出者の決定方法

「6 広告掲出要件」等の条件を満たす者の中から、申込書に記載された広告掲出の申込額が高い方から順に広告掲出者を決定します。

※同額での申込者が2者以上競合した場合、くじにより決定

※広告料は申込書に記載された広告掲出の申込額とする。

### (4) 公募によっても広告を掲出する枠に空きがある場合

令和6年3月15日（金）から令和6年12月27日（金）までの間、随時募集を行い、「6 広告掲出要件」等の条件を満たす者の中から、申込書の受付順に広告掲出者に決定します。

※空き情報はホームページ等で確認のこと。

※同日受付の申込者が2者以上競合した場合、くじにより決定

※広告料は1枠当たり月額2,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

### (5) 決定等の通知

広告掲出者を決定したときは、各申込者に掲出または不掲出の旨を通知します。（様式2、3）

## 10 広告掲出者決定後の手続き

広告掲出者は、市が指定する期限までに道路占用許可申請及び市道橋上通りエレベーターにおける広告掲出に関する契約書の締結を行ってください。

## 11 道路占用料及び広告料の納入

道路占用料及び広告料は、市が指定する期限までに市が発行する納入通知書により年度分を一括して納入してください。

## 12 広告内容の審査

広告内容は、掲出前に審査を行いますので、市が指定する期限までに市道橋上通りエレベーター広告掲出承認願（様式4）及び広告原稿を提出してください。審査後、承認または不承認の旨を通知します。（様式5、6）

※広告内容は、1か月単位で変更可能ですが、変更する場合は同様の審査手続きを要します。

担当窓口

〒744-8585 山口県下松市大手町三丁目3番3号

下松市建設部土木課維持係

TEL：0833-45-1839 FAX：0833-44-3613

E-mail：doboku@city.kudamatsu.lg.jp